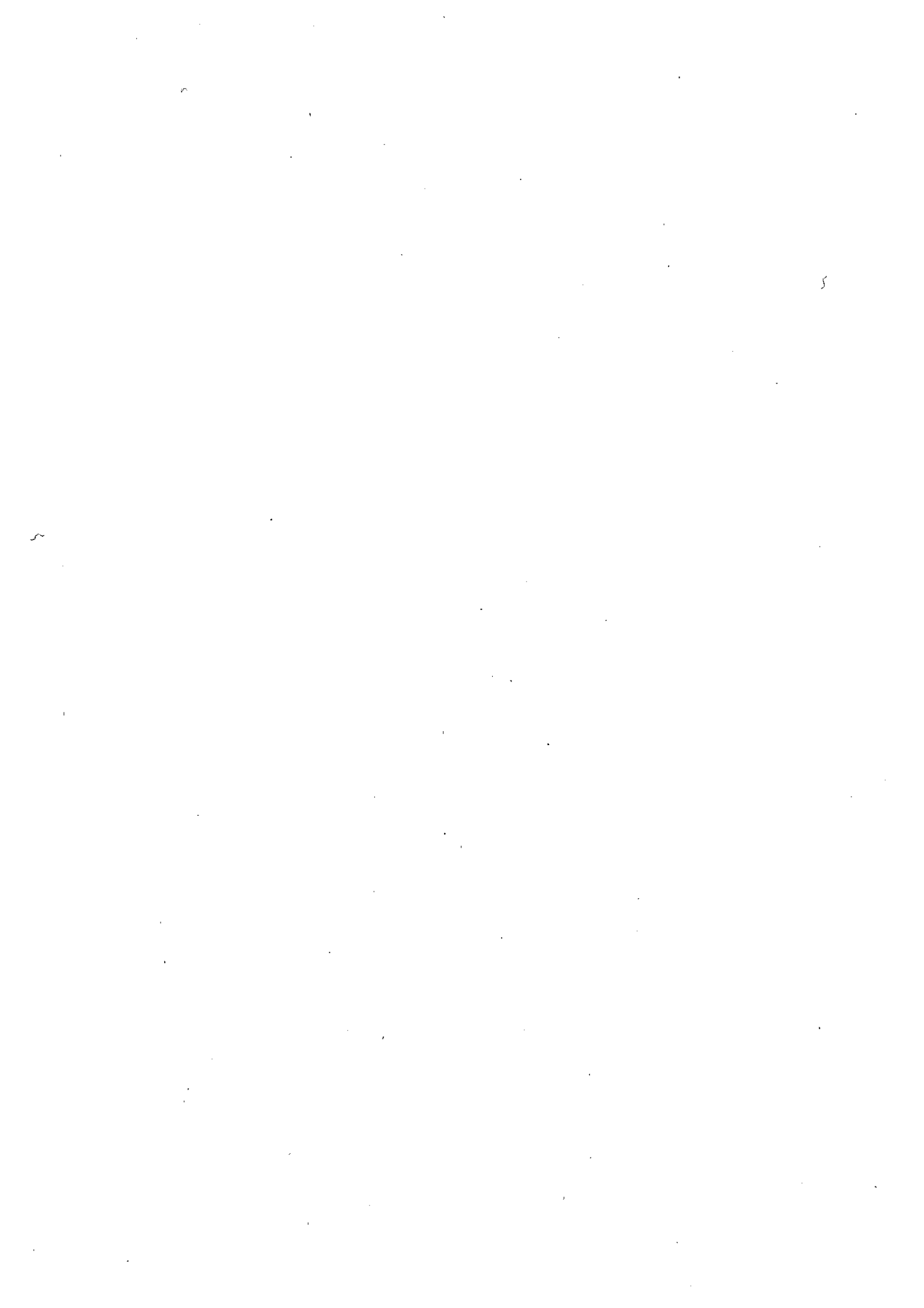


令和5年第2回定例会本会議資料要求・予算特別委員会

(令和5年6月16日)

案件	関係部局	資料件名	備考
議案第39号	市民部	1 近隣7市における認定農業者等の状況に関する調べ	
	福祉保健部	1 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について	
		2 令和5年度生活保護基準の見直しについて	
		3 障害福祉事業所等におけるPCR検査費等補助金事業実績	
		4 介護事業所等におけるPCR検査費等補助金事業実績	
	学校教育部	1 学校教育活動体制整備事業における各学校の予算額について	
2 市立小中学校におけるCO2モニターの設置状況について			
3 令和4年度 学校と家庭の連携推進事業の状況			
4 小金井市立学校における不登校及びびじめの状況			
5 学校と家庭の連携推進支援員の活用について			
6 各学校における支援員等の配置状況			
生涯学習部	1 緑センターの委託化に伴う財政効果(見込み)について		
	2 緑センター委託化により期待できる効果		
	3 図書館分室及び公民館分館における人員配置と有資格者の調べ		
	4 緑センター運営形態調整委託の業務内容(案)		
	5 緑センター事業運営委託に係る説明会の会議録		
	6 公民館緑分館野外調理場の再開について		



近隣7市における認定農業者等の状況に関する調べ

市名	認定農業者 (経営体数) ※1	市独自認定等 制度の状況 ※2	認定農業者等への市独自支援制度 ※3
小金井市	26	認定農業者制度 (4経営体)	(1) 小金井市認定・認証農業者農業経営改善計画支援補助金 補助対象者：認定農業者、認証農業者 補助率等：1/2 (上限50万円) 補助対象事業等：農業用施設導入事業、地産地消・環境保全型農業推進事業、農業 用機械導入事業、農業経営管理用機器導入事業等
武蔵野市	32	都市型認定農業者制度 (10経営体)	(1) 武蔵野市認定農業者経営改善支援補助金 補助対象者：認定農業者、都市型農業者 補助率等：認定農業者1/2 (上限66万円)、都市型農業者1/2 (上限33万 円) 補助対象事業等：農業経営改善計画を推進する事業のうち、農業生産方式の改善に 関する事業、農業の多角化経営を推進する事業及び農業の経営手法を改革する事業
三鷹市	70	準認定農業者制度 (0経営体)	(1) 三鷹市優良農地育成事業補助金 補助対象者：市内に住所があり、市内で1,000㎡以上の生産緑地を営農する農 家で、三鷹市農地保存協定を締結した者 補助率等：1/3 (認定農業者1/2) の額又は協定を締結した生産緑地面積10 0㎡当たり1万円 (認定農業者1万5千円) を乗じた額のうち、低い方の額 (上限5 0万円 (認定農業者75万円)) 補助対象事業等：農機具及び運搬機具、農業用施設、出荷、販売施設、生産資材そ の他市長が農業近代化に必要と認められる施設

市名	認定農業者 (経営体数) ※1	市独自認定等 制度の状況 ※2	認定農業者等への市独自支援制度 ※3
府中市	60	准認定農業者制度 (3経営体)	<p>(1) 府中市農業経営改善事業補助金 補助対象者：農業者 補助率等：認定農業者等、エコファーマー、エコ農産物生産者及び農業後継者1/ 2(上限100万円)、その他農業者1/2(上限50万円) 補助対象事業等：栽培設備、かん水施設、販売設備、農舎その他の農業用構築物の 設置、農機具、貯蔵庫及び運搬器具の購入(乗用車、貨客兼用車等を除く。)、ほ場 の整備、近隣住民に対する環境保全及び鳥獣被害防除のための施設の整備</p> <p>(2) 府中市循環型農業支援事業補助金 補助対象者：有機堆肥・緑肥を使用する農業者 補助率等：認定農業者等かつエコ農産物生産者1/2(上限3万円)、認定農業者 等又はエコ農産物生産者1/2(上限1万5千円)、その他農業者1/3(上限5千 円) 補助対象事業等：有機堆肥・緑肥の購入費</p>
調布市	45	無し	<p>(1) 調布市都市農業育成対策事業補助金 補助対象者：認定農業者、市長が適当と認める農業経営に意欲ある農業者 補助率等：1/2(上限：認定農業者60万円、その他農業者30万円) 補助対象事業等：農業用資材及び農業用機械設置事業、農業経営管理機器等設置事 業、農業施設の更新に伴う当該農業施設の撤去事業、自然災害により被災した農業施 設の撤去事業その他市長が必要と認める事業</p>
小平市	75	無し	<p>(1) 地域農業担い手支援事業補助金 補助対象者：認定農業者、認定就農者 補助率等：1/2(認定就農者もしくは直売所施設購入の場合は2/3、上限30 万円(直売所施設購入の場合は50万円)) 補助対象事業等：農業者が改善計画に定めた目標を達成するために必要な事業</p>
国分寺市	44	無し	<p>(1) 国分寺市農業経営改善計画推進事業補助金 補助対象者：認定農業者 補助率等：1/2(上限50万円) 補助対象事業等：農業生産技術の向上に関する事業、販路拡大の推進に関する事業、資 源循環型農業の推進に関する事業、市民とのふれあい農業の推進に関する事業(以上 の事業に伴うPR活動を含む。)</p>

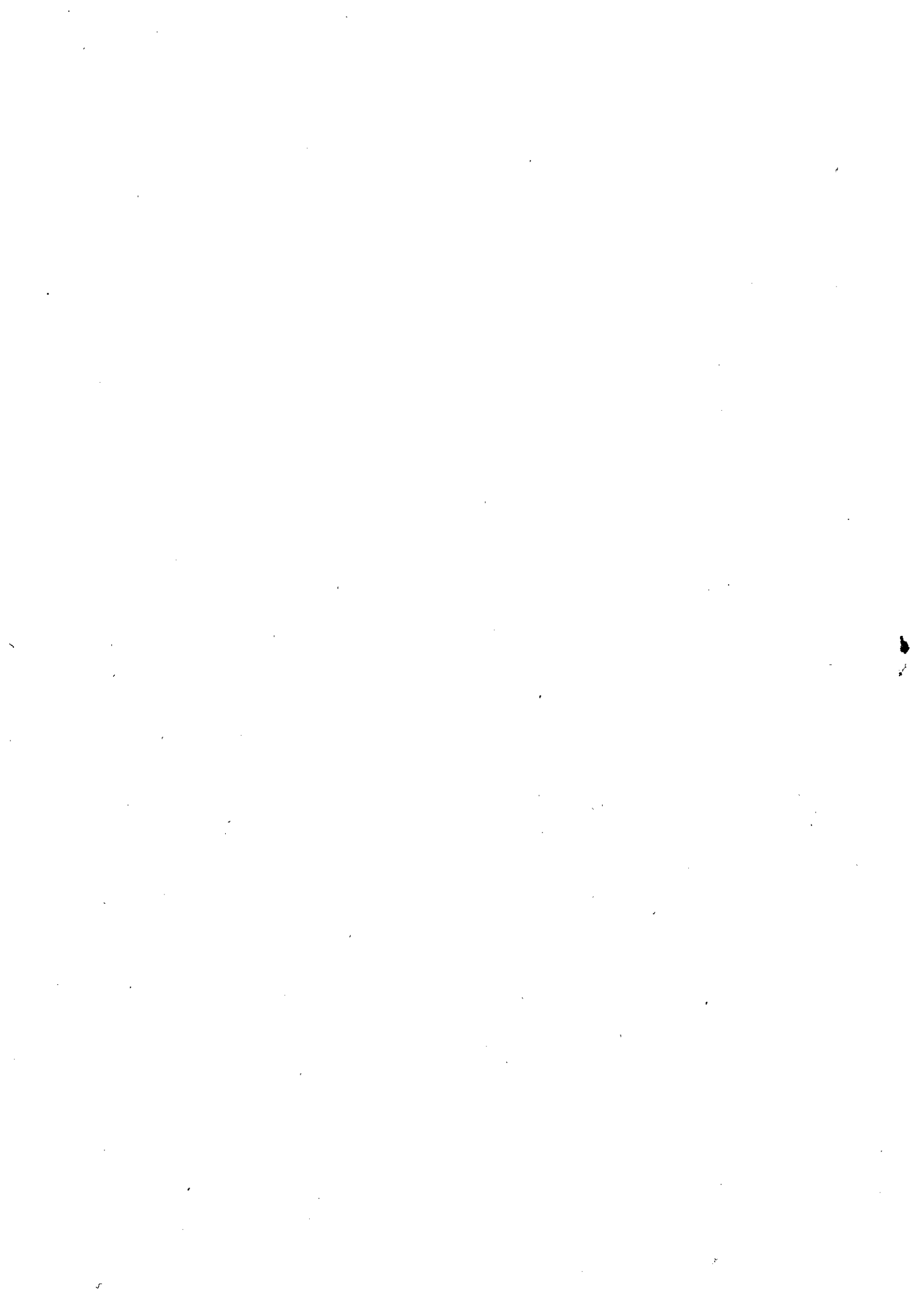
市名	認定農業者 (経営体数) ※1	市独自認定等 制度の状況 ※2	認定農業者等への市独自支援制度 ※3
西東京市	53	無し	<p>(1) 西東京市認定農業者経営改善支援補助金 補助対象者：認定農業者 補助率等：1/2（上限20万円） 補助対象事業等：農業用機械等の購入、農業用施設の整備経費等</p> <p>(2) 西東京市安全安心農業推進事業補助金 補助対象者：市内に居住し、市内に所有する農地で自ら農産物の生産を行う者 補助率等：①1/2(上限3万円、認定農業者は6万円)、②1/3(上限1万円、認定農業者は3万円) 補助対象事業等：①堆肥、有機質肥料又はフェロモン剤購入経費、②マルチシート購入経費</p> <p>(3) 西東京市産農産物等活用推進事業補助金 補助対象者：①市内農業者（個人、団体）、②市産農産物の加工品を製造販売する者、③市産農産物を使用した市の認定商品の販売を行う者 補助率等：2/3（上限：①2万円（認定農業者は4万円）、②及び③5万円） 補助対象事業等：資材（農産物の販売等に用いる袋、ダンボール、シール、テープ等）の作成、印刷経費</p>

『都内の区市町村における担い手支援に関する調査（令和5年3月一般社団法人東京都農業会議作成）』調査結果より

※1 令和4年3月末現在の法人及び広域認定を含む経営体数の合計値

※2 経営体数は、令和4年7月現在の合計値

※3 令和4年7月現在の取組内容であり、国又は東京都の支援事業に対する上乗せ補助事業は除外



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について

1 非課税世帯と均等割のみ課税世帯の年収(収入限度額)の比較

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額(収入額ベース)	
	住民税均等割非課税世帯	住民税均等割のみ課税世帯 (所得割非課税世帯)
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円	
配偶者・扶養親族(1人)を扶養している場合(2人世帯)	156.0万円	170.0万円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合(3人世帯)	205.7万円	221.5万円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合(4人世帯)	255.7万円	271.5万円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合(5人世帯)	305.7万円	321.5万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	

2 周知方法

- (1) 市報
- (2) ホームページ
- (3) 広報掲示板
- (4) ツイッター
- (5) 庁舎内における関係窓口のほか、小金井市商工会、小金井市社会福祉協議会等にチラシを設置

※ 住民税均等割のみ課税世帯の申請が少ない場合、支給対象の可能性のある世帯に対して、勧奨通知を送付することを予定しています。

令和5年度生活保護基準の見直しについて

1 経過

生活扶助基準は、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られるよう、5年に1度、定期的な検証を行っている。

令和4年度に検証された国の生活保護基準部会報告書によると、生活保護を受給する個々の世帯の生活に急激な変化を生じさせないように十分配慮することが必要であること、また、新型コロナウイルス感染症及び物価上昇等を背景として、消費実態の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要があることが留意点として挙げられている。

2 見直しの内容について

生活扶助基準については、生活保護基準部会の検証結果を適切に反映することを基本とした上で、検証年である令和元年度以降の社会経済情勢については、新型コロナウイルスの感染拡大による影響及びエネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響の見極めが困難であるため、令和5年10月から2年間の臨時的・特例的な対応として、生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年度当時の消費実態の水準に世帯人員1人当たり月額1,000円を加算するとともに、加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行の基準額を保障することとされた。

3 世帯類型ごとの生活扶助基準額(案)の一例

世帯類型	現行基準	検証結果反映後	令和5年度基準額 (案)
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、子3～5歳)	14.7万円	14.9万円	15.3万円
母子世帯(30代親、子小学生1人)	12.2万円	11.9万円	12.2万円
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	12.0万円	11.9万円	12.1万円
若年単身世帯 (50代)	7.7万円	7.5万円	7.7万円

※ 上記基準額(小金井市が対象となる1級地1の基準額)は、厚生労働省社会・援護局課長会議資料(令和5年3月)による。

障害福祉事業所等におけるPCR検査費等補助金事業実績

1 予算(決算)規模

(単位:千円)

年度	予算額	決算額
令和2年度	36,860	1,423
令和3年度	36,860	1,376
令和4年度	5,060	1,240

2 利用実績

(単位:人)

年度	事業種別	利用実績	
		利用者	職員
令和2年度	居宅介護	—	1
	生活介護	10	4
	就労移行支援	0	1
	就労継続支援(B型)	67	44
	共同生活援助	1	22
	計画相談支援	—	3
	合計	78	75
令和3年度	居宅介護	—	26
	同行援護	—	4
	生活介護	8	77
	就労移行支援	1	17
	就労継続支援(B型)	11	22
	共同生活援助	3	10
	地域定着支援	—	4
	計画相談支援	—	7
	児童発達支援	0	56
	放課後等デイサービス	0	4
	障害児相談支援	—	3
	合計	23	230
令和4年度	居宅介護	—	11
	同行援護	—	2
	生活介護	0	51
	就労移行支援	0	2
	就労継続支援(B型)	0	8
	共同生活援助	7	0
	計画相談支援	—	5
	児童発達支援	0	28
	放課後等デイサービス	0	3
	障害児相談支援	—	1
	合計	7	111

※「—」は補助金事業の対象外

介護事業所等におけるPCR検査費等補助金事業実績

1 予算(決算)規模

(単位:千円)

年度	予算額	決算額
令和2年度	63,620	2,510
令和3年度	63,620	3,484
令和4年度	7,020	2,204

2 利用実績

(単位:人)

年度	事業種別	利用実績	
		利用者	職員
令和2年度	訪問介護	—	56
	訪問看護	—	6
	通所介護	0	34
	通所リハビリテーション	0	34
	短期入所生活介護	0	18
	特定施設入居者生活介護	0	12
	地域密着型通所介護	15	6
	認知症対応型共同生活介護	2	19
	居宅介護支援	—	18
	介護予防支援	—	14
	合計	17	217
令和3年度	訪問介護	—	1
	訪問看護	—	20
	通所介護	33	27
	通所リハビリテーション	23	114
	短期入所生活介護	1	2
	短期入所療養介護	43	84
	特定施設入居者生活介護	0	1
	地域密着型通所介護	0	2
	合計	100	251
令和4年度	訪問介護	—	5
	訪問看護	—	20
	通所介護	37	34
	短期入所生活介護	165	66
	認知症対応型共同生活介護	12	0
	地域密着型通所介護	13	0
	居宅介護支援	—	1
	合計	227	126

※「—」は補助金事業の対象外



学校教育活動体制整備事業における各学校の予算額について

	学校における感染者等 発生対応支援・学習保障支援(※1)		学校における換気対策整備支援(※2)		合計(※3)	補助対象 上限額
	令和4年度第15回補正 (繰越明許費)	令和5年度第3回補正	令和4年度第15回補正 (繰越明許費)	令和5年度第3回補正		
小金井第一小学校	マスク類 手袋	印刷機用消耗品 切手等 手袋 嘔吐物処理用品 ポリ袋類 石鹸類 ティッシュペーパー・除菌シート 類 洗剤・清掃用品 消毒液類	737千円	扇風機・サーキュレーター HEPAフィルター CO2モニター 空気清浄機	1,764千円	1,800千円
小金井第二小学校	嘔吐物処理用品 白衣類 マスク類 ティッシュペーパー・除菌シート 類	切手等 嘔吐物処理用品 白衣類 石鹸類 ティッシュペーパー・除菌シート 類 手袋 洗剤・清掃用品	132千円	空気清浄機 扇風機・サーキュレーター	1,745千円	1,800千円
小金井第三小学校	石鹸類 ティッシュペーパー・除菌シート 類 嘔吐物処理用品 ポリ袋類 手袋 マスク類	石鹸類 洗剤・清掃用品 嘔吐物処理用品	198千円	空気清浄機 扇風機・サーキュレーター 283千円	1,784千円	1,800千円
			671千円	空気清浄機 扇風機・サーキュレーター 43千円		
			241千円	854千円		
			646千円	854千円		

小金井第四小学校	石鹸類	700千円	マスク類 嘔吐物処理用品 ティッシュペーパー・除菌シート 類 手袋 洗剤・清掃用品	190千円	CO2モニター 空気清浄機 冷暖房機	822千円	扇風機・サーキュレーター	1,781千円	1,800千円
東小学校	マスク類 嘔吐物処理用品 手袋 石鹸類	517千円	切手等 嘔吐物処理用品 ポリ袋類 洗剤・清掃用品 消毒液類	364千円	網戸	849千円	網戸	1,775千円	1,800千円
前原小学校	洗剤・清掃用品	4千円	マスク類 嘔吐物処理用品 洗剤・清掃用品 ポリ袋類 マスク類 白衣類 手袋 消毒液類	860千円	網戸	678千円	空気清浄機 CO2モニター	1,744千円	1,800千円
本町小学校	石鹸類 ティッシュペーパー・除菌シート 類 消毒液類	216千円	嘔吐物処理用品 ティッシュペーパー・除菌シート 類 石鹸類	592千円	HEPAフィルター 空気清浄機 扇風機・サーキュレーター	844千円	—	1,652千円	1,800千円
緑小学校	手袋 洗剤・清掃用品 ティッシュペーパー・除菌シート 類 マスク類 ポリ袋類 石鹸類 消毒液類	496千円	切手等 手袋 洗剤・清掃用品 石鹸類	388千円	扇風機・サーキュレーター 空気清浄機 暖房機	742千円	扇風機・サーキュレーター	1,772千円	1,800千円

南小学校	印刷機用消耗品 切手等 石鹸類 洗剤・清掃用品 ティッシュペーパー・除菌シート 類 ポリ袋類 抗原検査キット 嘔吐物処理用品 マスク類 消毒液類	633千円	印刷機用消耗品 切手等 マスク類 ティッシュペーパー・除菌シート 類 ポリ袋類	255千円	CO2モニター 空気清浄機 洗剤・清掃用品	855千円	CO2モニター	1,781千円	1,800千円
小金井第一中学校	手袋 マスク類 石鹸類 ティッシュペーパー・除菌シート 類	254千円	印刷機用消耗品 石鹸類	420千円	空気清浄機 加湿器	440千円	空気清浄機 CO2モニター	1,333千円	1,350千円
小金井第二中学校	ポリ袋類 石鹸類 消毒液類	254千円	印刷機用消耗品 切手等 ティッシュペーパー・除菌シート 類 嘔吐物処理用品 洗剤・清掃用品 ポリ袋類 石鹸類 消毒液類	420千円	空気清浄機	440千円	空気清浄機	1,325千円	1,350千円
東中学校	白衣類 嘔吐物処理用品 ティッシュペーパー・除菌シート 類	57千円	印刷機用消耗品 切手等 マスク類 手袋 石鹸類 ティッシュペーパー・除菌シート 類 ポリ袋類	598千円	空気清浄機 扇風機・サーキュレーター CO2モニター	622千円	扇風機・サーキュレーター	1,317千円	1,350千円
		365千円		294千円		568千円		90千円	

緑中学校	ポリ袋類 石鹸類 消毒液類	347千円	印刷機用消耗品 洗剤・清掃用品 ティッシュペーパー・除菌シート 類 マスク類 手袋 消毒液類 石鹸類	530千円	空気清浄機	1,775千円	1,800千円
南中学校	石鹸類 洗剤・清掃用品 消毒液類	341千円	マスク類 嘔吐物処理用品 白衣類 ティッシュペーパー・除菌シート 類 手袋 石鹸類 洗剤・清掃用品 消毒液類	317千円	CO2モニター 空気清浄機	1,251千円	1,350千円
小学校小計(※3)		3,542千円		4,298千円		15,798千円	16,200千円
中学校小計(※3)		1,364千円		2,159千円		7,001千円	7,200千円
合計(※3)		4,906千円		6,457千円		22,799千円	23,400千円

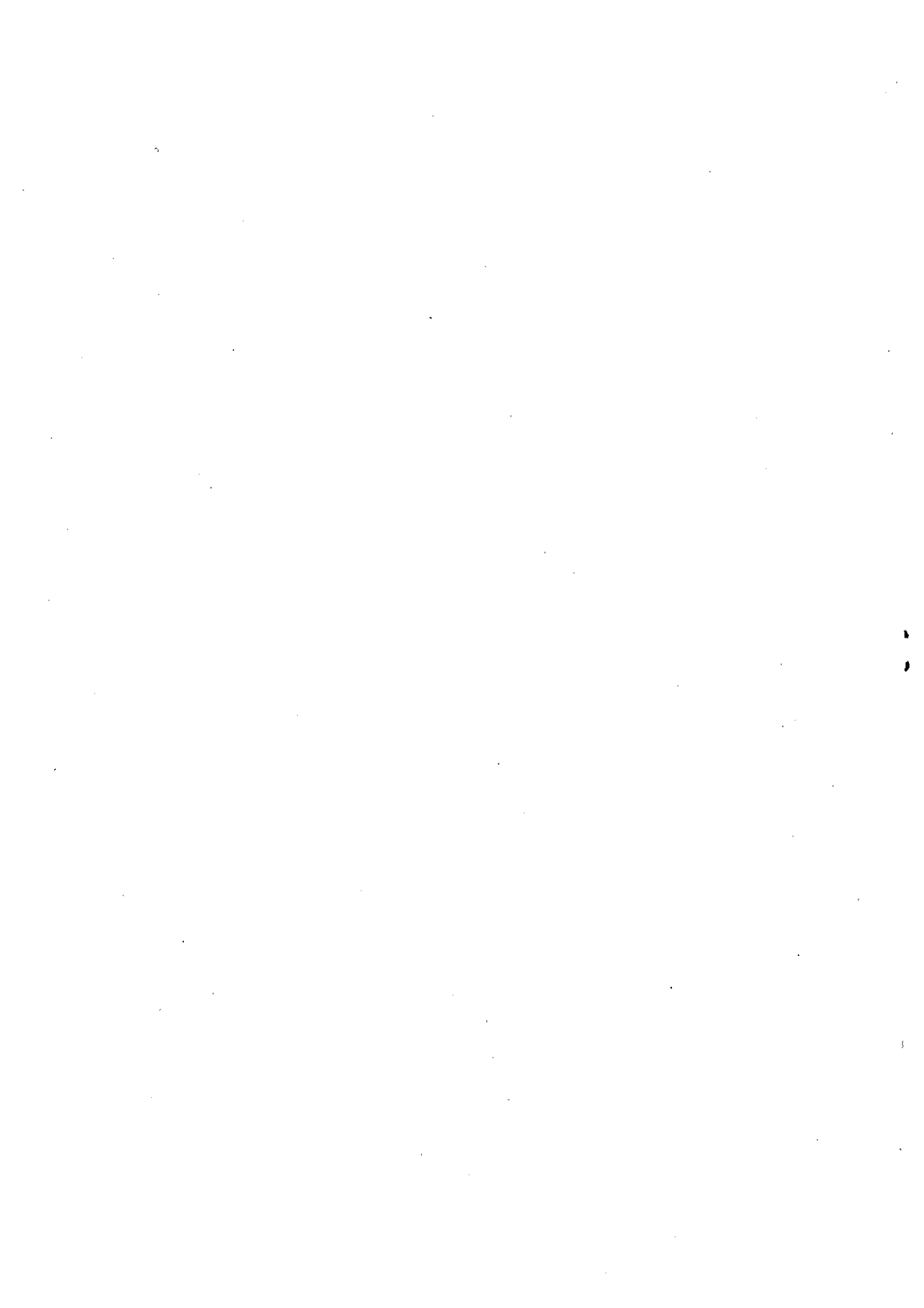
※1 新型コロナウイルス感染者が発生した学校において、感染の拡大を抑制し、学校教育活動を継続するための体制を確保するため、追加的に必要となる物品の購入等に係る経費及び学校教育活動や家庭学習を実施する際に生じる経費

※2 児童生徒の活動を制限せず教育活動を継続する体制を確保するため、教室等における効果的な換気の実施に必要な換気対策整備に係る経費

※3 各項目に記載の金額は、各校希望物品の金額を横断して足し上げ、千円未満を四捨五入したため、小計額及び合計額は必ずしも予算額と一致しない。

市立小中学校におけるCO2モニターの設置状況について

	小学校	中学校
設置台数 (令和5年6月5日現在)	9	8
購入予定台数 (令和4年度第15回補正) (繰越明許費)	98	20
購入予定台数 (令和5年度第3回補正)	5	10
令和5年度末 設置予定台数	112	38



令和4年度 学校と家庭の連携推進事業の状況

	家庭と子どもの支援員			支援アドバイザー	
	配置人数 (人)	主な対応内容	年間稼働総実績 (時間)	配置人数 (人)	年間稼働実績 (時間)
八王子市	53	不登校等個別的支援が必要な児童・生徒への支援	3,674	12	56
立川市	53	不登校	6,777	8	21
武蔵野市	37	不登校	3,625.5	2	8
三鷹市	実施していない。				
青梅市	9	不登校児童・生徒への対応、落ち着きのない児童・生徒への対応など	1,133	2	6
府中市	92	相談対応、送迎、校内見守り等	7,701	18	47
昭島市	28	不登校、暴力行為	4,946	10	30
調布市	88	不登校、学校生活への適応支援	6,172	13	28.5
町田市	10	不登校	1,357	4	12
小金井市	実施していない。				
小平市	実施していない。				
日野市	7	電話、迎え、別室相談、別室学習、保護者の相談	2,029	7	17
東村山市	22	学校不適応傾向	12,191	0	
国分寺市	1	不登校、遅刻、学習の遅れ	147	1	4
国立市	31	不登校・問題行動等	5,737	1	1.5
福生市	29	不登校、暴力行為	2,734	6	17
狛江市	22	不登校、学校と児童・生徒・保護者間の情報提供及び連携	2,741.25	2	7
東大和市	36	学習機会の提供・コーディネート、家庭訪問等による支援	3,469	2	6
清瀬市	14	不登校・いじめ・暴力行為・登校支援等	1,279	1	6
東久留米市	実施していない。				
武蔵村山市	33	不登校支援、学習支援	3,978	9	38
多摩市	2	不登校、暴言、離席等	237	1	6
稲城市	実施していない。				
羽村市	10	不登校(長期欠席)傾向児童・生徒への電話連絡、登校支援、家庭訪問等	1,250	0	
あきる野市	13	不登校対応	1,659	6	21
西東京市	実施していない。				



小金井市立学校における不登校及びいじめの状況

1 小金井市立学校における不登校児童・生徒数

(1) 小学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	51	61	85	121	150
出現率 (%)	0.98	1.11	1.42	2.07	2.49

(2) 中学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	78	92	87	94	120
出現率 (%)	3.74	4.51	3.95	4.33	5.37

2 小金井市立学校におけるいじめの認知件数

(1) 小学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	623	488	256	564	1352
1校当たりの 認知件数	69.2	54.2	28.4	62.7	150.2

(2) 中学校

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	21	111	111	243	548
1校当たりの 認知件数	4.2	22.2	22.2	48.6	109.6

学校と家庭の連携推進支援員の活用について

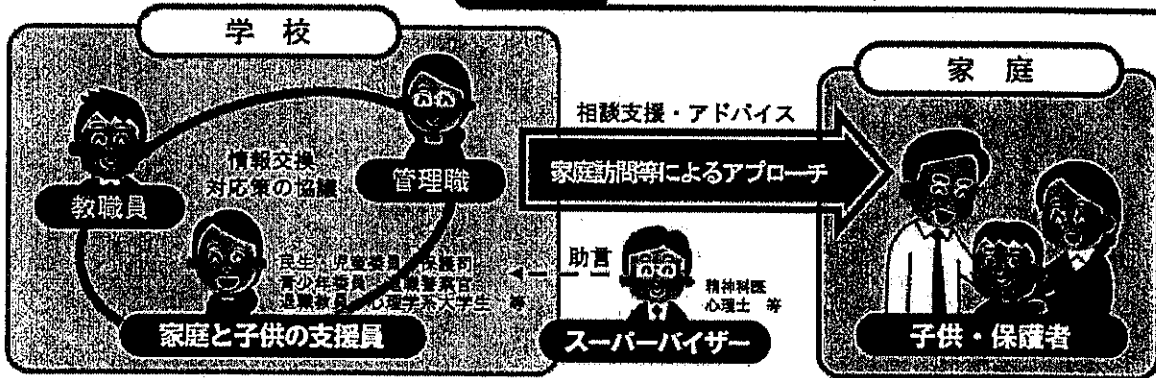
学校と家庭をつなぎ、支える 「家庭と子供の支援員」を活用してみませんか

不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、ヤングケアラー、児童虐待等の課題を抱える児童・生徒への支援を強化するため、学校と家庭をつなぎ支える「家庭と子供の支援員」及びスーパーバイザーの活用を一層推進します。

家庭と子供の支援員とは

こんな効果が期待できます

- 保護者の子育てに対する不安や悩みの解決
- 課題を抱える児童・生徒への支援の充実
- 関係機関と連携した生活指導体制の構築



活用した学校から、こんな声が届いています！

「家庭と子供の支援員」が繰り返し家庭訪問をして、保護者の相談にのりました。その結果、学校と保護者の関係がよくなり、子供の笑顔も増えました！

「家庭と子供の支援員」が外国につながる子供の保護者に対し、学年だよりの翻訳や、面談での通訳をしてくれて、とても助かっています。

本校は大学生が「家庭と子供の支援員」として活躍しています。教員とは違った親しみやすさがあり、楽しく話をする中で登校する意欲が高まった子供もいます。

令和5年度における 実施校を募集します！

まだ活用したことのない学校の先生方、この機会に、ぜひ申し込んでみませんか。

これまでに「家庭と子供の支援員」を活用した学校

32%

活用例

1校当たり、最大345,600円使えます！

※令和4年度の場合
 詳細は実施要綱を御覧ください。



家庭と子供の支援員

わたしは、週3日、一日4時間勤務し、

- 登校時の家庭訪問
- 授業や別室学習における個別指導
- 保護者への相談支援をしています。



スーパーバイザー

わたしは、年間2回程度、

- 子供や家庭の状況把握の仕方
- 子供が抱える課題の改善に向けた対応方法等について家庭と子供の支援員に助言しています。

令和4年11月 東京都教育庁指導部

各学校における支援員等の配置状況

支援員等配置状況(※1)

(令和5年6月1日現在 単位:人)

業務名 学校名	スクール カウンセ ラー※2	スクール ソーシャル ワーカー ※3	特別支 援学級 介助員	特別支 援教 育 支援員	部活 動 指 導 員	スクール サポ ート スタ ッフ ※4	副校 長 補 佐	学校と家 庭の連 携推 進支 援員 ※5	校内別 室指 導支 援員 ※5
小金井第一 小学校	市費 1 都費 1	1	2	1	-	3	1	-	-
小金井第二 小学校	市費 1 都費 1	1	2	1	-	2	1	-	-
小金井第三 小学校	市費 1 都費 1	1	-	1	-	2	1	-	-
小金井第四 小学校	市費 1 都費 1	1	-	1	-	2	1	-	-
東小学校	市費 2 都費 1	1	2	1	-	2	1	-	-
前原小学校	市費 1 都費 1	1	-	1	-	2	1	-	-
本町小学校	市費 1 都費 1	1	-	1	-	2	1	1	2
緑小学校	市費 1 都費 1	1	-	1	-	3	1	1	-
南小学校	市費 1 都費 1	1	-	1	-	2	1	1	-
小金井第一 中学校	市費 1 都費 1	1	2	1	2	1	1	1	-
小金井第二 中学校	市費 1 都費 2	1	1	1	2	1	1	-	2
東中学校	市費 1 都費 1	1	-	0	2	2	1	-	2
緑中学校	市費 2 都費 1	1	-	1	2	2	1	1	2
南中学校	市費 1 都費 1	1	-	0	2	2	1	1	2

※1 「-」は配置対象外の学校

※2 緑小学校及び東中学校の市費職員は兼任

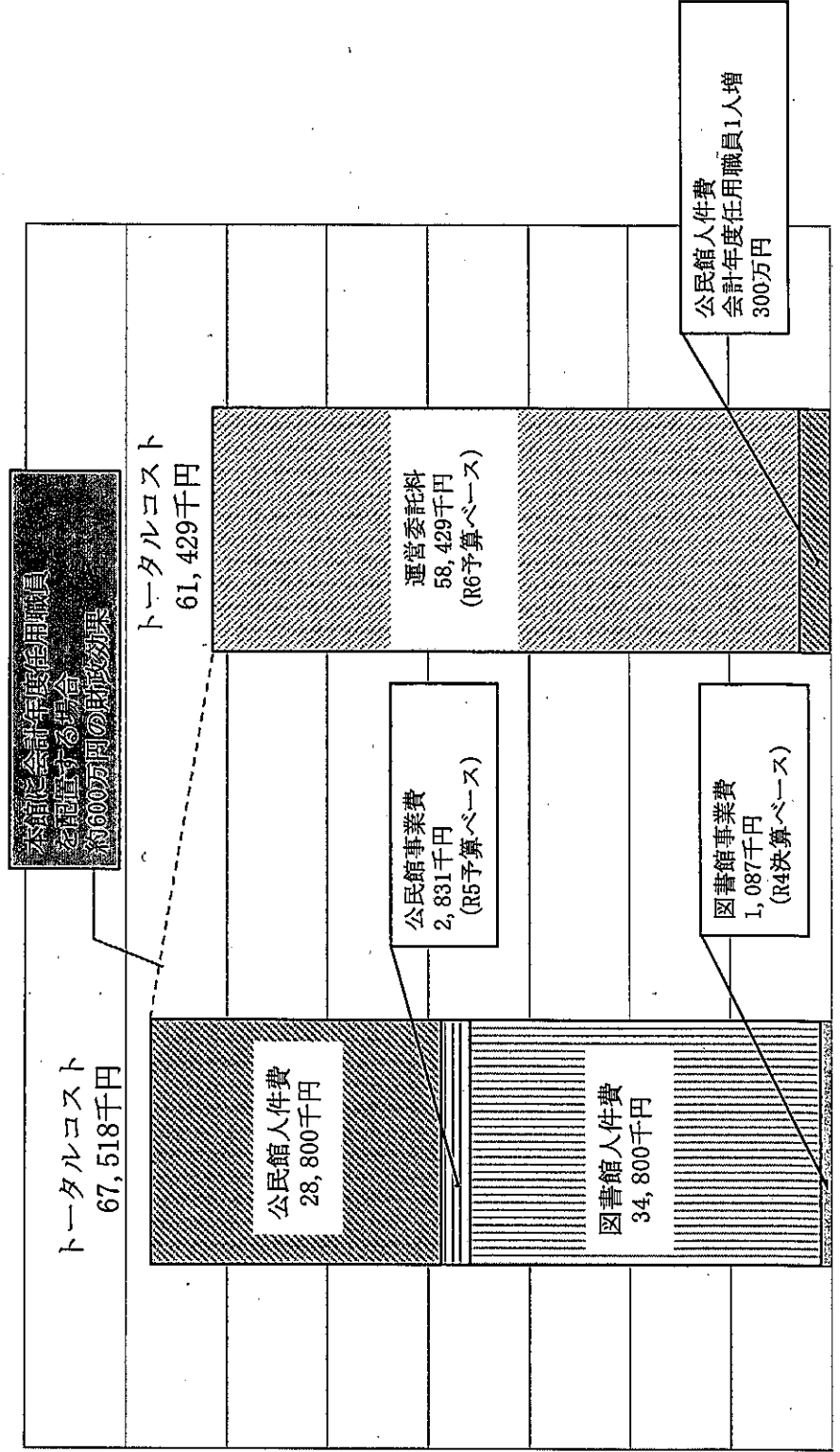
※3 小金井第一小学校、小金井第三小学校、小金井第二中学校及び緑中学校は兼任
 小金井第二小学校、本町小学校、緑小学校及び小金井第一中学校は兼任
 小金井第四小学校、前原小学校、南小学校及び南中学校は兼任
 東小学校及び東中学校は兼任

※4 小金井第三小学校の1人及び緑小学校の1人は兼任

※5 配置予定人数

緑センターの委託化に伴う財政効果(見込み)について

単位：千円



直営コスト試算

委託後コスト試算

令和5年第2回定例会
(予算特別委員会)
議案第39号資料

令和5年6月16日
生涯学習部図書館
生涯学習部公民館

緑センター委託化により期待できる効果

- 1 専門的知見による既存事業の魅力向上
- 2 浴恩館公園、文化財センター等の周辺環境をいかした新たな講座及びイベント等の開催
- 3 民間ならではの柔軟な発想による、幅広い世代の新規利用者が増加するような仕組み及び工夫
- 4 地域の学校、市民団体、公共施設、事業者等社会資源の活用及び連携
- 5 専門性のある人材配置及び安定的運営



図書館分室及び公民館分館における人員配置と有資格者の調べ

1 図書館

施設名	職員数	職員数内訳	司書資格保持者
緑分室	6人	正規職員 3人 会計年度任用職員 3人	正規職員 1人 会計年度任用職員 3人
貫井北分室※	11人		11人
東分室※	7人		7人

※ 運營業務を委託しており、市職員の配置はない。

2 公民館

施設名	職員数	職員数内訳	資格保持者等
貫井南分館	3人	正規職員 2人 会計年度任用職員 1人	
東分館※	3人		社会教育主事、公民館勤務経験者等
緑分館	4人	正規職員 2人 再任用職員 1人 会計年度任用職員 1人	
貫井北分館※	4人		社会教育士、公民館勤務経験者等

※ 運營業務を委託しており、市職員の配置はない。

緑センター運営形態調整委託の業務内容(案)

1 目的

令和6年4月1日から図書館緑分室、公民館緑分館の運営を業務委託するに当たり、事業を安定的に継続させるため、受託する事業者の職員が事前に業務内容等を引き継ぐことを目的とする。

2 履行期間

契約確定日の翌日から令和6年3月31日まで

3 業務内容

(1) 図書館業務

- ア 日常業務(事務事業)等
- イ 各種イベント、行事等
- ウ 蔵書点検
- エ 図書の選定、除籍(資料整理)等
- オ 関係団体、利用者への対応等
- カ 図書館システム等
- キ その他必要な事項の引継ぎ

(2) 公民館業務

- ア 各種講座の事業実施等
- イ 緑センターまつりの事業実施等
- ウ 分館長会議、公民館運営審議会、公民館企画実行委員との会議等
- エ 施設管理業務等
- オ 施設利用者対応等
- カ 公共施設予約システム等
- キ その他必要な事項の引継ぎ

緑センター事業運営委託に係る説明会の会議録

会 議 録 (要点記録)

会 議 名	小金井市緑センター事業運営委託に係る説明会
事 務 局	公民館及び図書館
開 催 日 時	令和5年5月28日(日) 午前10時00分から午前11時30分
開 催 場 所	公民館緑分館 学習室
出 席 者	34名
事 務 局 員	梅原生涯学習部長 内田図書館長 吉田図書館庶務係長 香川図書館奉仕係長 若藤図書館緑分室長 櫻庭主事 鈴木公民館長 渡邊公民館庶務係長 落合公民館事業係長 山崎公民館事業係主任 田中公民館事業係主事
会 議 次 第	1 開会 2 開会の挨拶 3 出席職員の紹介 4 小金井市緑センター事業運営委託に係る説明 5 質疑応答 6 閉会の挨拶 7 閉会 配付資料 資料1 「小金井市緑センター事業運営委託に係る説明会」概要説明用資料

会 議 結 果

次第1 開会

【鈴木公民館長】

- ・ これより緑センターの委託に向けた市民説明会を始める。

次第2 開会の挨拶

(梅原生涯学習部長より開会の挨拶)

次第3 出席職員の紹介

(出席職員による自己紹介)

次第4 小金井市緑センター事業運営委託に係る説明

【内田図書館長】

- ・ これより緑センター委託事業の概要説明を行う。

(内田図書館長及び鈴木公民館長より配布資料1に沿って概要説明)

次第5 質疑応答

【市民A】

- ・ 質問に対する回答に納得がいかない場合、再質問は可能か。
→ 基本的には一問一答でお願いしたいが、再質問も可能。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ その場で質問に答えられない場合はどのような対応をしてもらえるか。
→ 後日回答をホームページに掲載したい。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 資料P7に「コスト抑制」と「質の向上」とあるが、その2点を両立できると市が考えた根拠を教えてほしい。例えば浴恩館公園の管理などは非常に手間やコストがかかるので、私が事業者の立場ならそこにコストは掛けないが、それは市民にとっての「質の向上」にはならないと思うし、両立できているとは言えないのではないか。
→ 浴恩館公園について環境政策課が管理するもので、今回の委託とは関係がない。野外調理場とテニスコートに関しては公民館が管理しているので、併せて事業者へ委託されることになる。(鈴木公民館長)
→ 「コスト抑制」に関しては、現状掛かっている人件費を含めた経費と、委託に掛かる費用との差額分で財政効果が見込めるという意味。また、委託化することで社会教育主事や社会教育士などといった専門的な資格を持つ職員が安定的に配置されることになるので、それが「質の向上」につながると考えている。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 委託をしたからといって、専門的なスキルを持った職員が採用されるとは限らないのではないかと
→ 受託者選定のプロポーザルを実施するに当たり、社会教育主事等の有資格者を配置すること等を条件とする予定。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 資料P9に「隣接する小中学校との連携」とあるが、現状小学校では教員が個別に文化財センターなどとやりとりし、学校に講師として来てもらうなどの形をとっている。民間委託によりこの形がどう変わっていくのか、どうプラスになるのかが見えない。
→ 今までも緑中学校及び緑小学校との連携は実施しているが、委託後もより一層充実させていきたいと考えている。(若藤図書館緑分室長)
→ 現状実施しているものの質を落とさず、今後も発展的にやっていきたい。(内田図書館長)

【市民A】

- ・ 資料P13「緑分室の役割」の「地域に根差した新しいチャレンジ」という言葉が抽象的。これは市民が望んでいるものなのか。市民が望んだものがここに入る仕組みが構築されているのか、全然わからない。また「市内団体との連携事業」とあるが、それはもうやっている。「子どもたちが楽しめるイベント」も市民がやっている。それは別にわざわざ書く必要はないのではないかと
→ 各種連携事業やイベント等は現状でも実施しているが、民間委託によって、これまで培ってきたものに新たな視点が加わることを期待したい。(内田図書館長)

【市民A】

- ・ P12に委託の効果としてメリットがたくさん挙げられているが、デメリットもきちんと説明してもらいたい。
→ 慣れ親しんだ体制や職員が変わってしまうのがデメリットだと思う。不安に思われる方もいらっしゃると思うので、委託先の事業者と利用者が良い関係を築いてけるよう市としても丁寧な引継ぎ等を行っていきたい。(鈴木公民館長)

【市民B】

- ・ 委託後は資格職の方が配置されるから大丈夫、とは限らない。新しい事業者の方にこれまでの市民活動の蓄積を大切にしてもらえよう、市としても考えてもらいたい。
→ 委託先の事業者が市民の皆様とよりよい関係を構築できるよう、行政が責任を持ってフォローしていく。(鈴木公民館長)

【市民C】

- ・ 公民館東分館と公民館貫井北分館はすでに委託されている。どう評価しているか。また、直営館の評価はないのか。

- 令和3年度に図書館基本計画を作成するに当たって実施した利用者アンケートにおける満足度に関する項目で、図書館東分室については63%、図書館貫井北分室については90%の利用者から満足していただいているという結果が出た。また図書館貫井北分室に関しては、実施事業がNHKの番組に取り上げられるなど、こうした点からも一定以上の評価をいただけていると認識している。(内田図書館長)
- 公民館運営審議会においても、公民館東分館及び貫井北分館については、非常に高い評価を頂いている。受託先の事業者に対する利用者からの苦情等も特にない。直営館の事業評価がないという点については、公民館としても課題として捉えている。今後、どのような形で評価を行っていきけるかが課題。他の自治体等も参考にしながら評価軸を考えていきたい。(渡邊公民館庶務係長)
- 文化や教育に関しては、評価するのが非常に難しい。どういう評価軸が必要かを今後検討していく必要がある。直営館の事業評価自体は実施する方向で考えている。(鈴木公民館長)

【市民C】

- ・ 継続的な取り組みの発展に当たっては、実際に業務を担当されている会計年度職員の方が大きい。東センター及び貫井北センターの委託の際には、何人かの職員の方が委託先に残ってくれたように記憶している。そうした点を考慮していただかないと、利用する側としては非常に不安。
 - 特定の職員の人事に関して、この場で申し上げることは適当ではない。利用者の方との関係性を維持できるような形で事業者への引継ぎを進めていきたい。(鈴木公民館長)

【市民D】

- ・ いままでの運営に不満はない。市は委託化の理由として、主に「コストの削減」を挙げているが、専門的な職員を雇うことでむしろコストは高くなるのではないかと。それについては検証しているのか。また、どんなクレーム等があって委託化をすることになったのか、経緯をはっきりさせてほしい。
 - 現在の緑センター運営に掛かっている人件費等を含めた事業費と、事業の受託を希望する業者から提出してもらった見積もりとの差額は約500万円程度である。(渡邊公民館庶務係長)
 - 緑センター運営に対する苦情があったから委託をするというわけではない。委託化を通じて財政効果を生み出しつつ、専門性のある人材配置を行っていきたい。(鈴木公民館長)

【市民D】

- ・ 委託後に、事業者側の経営状態の悪化等の理由で、いままでも無料でやっていたものを有料化するなどということはあるのか。そうならないよう、市が舵取りをしてくれるのか。
 - 事業を譲渡するわけではなく、あくまでも仕様書に基づいて仕事をしてもらうことになる。事業者の都合で有料化をするということはない。(鈴木公民館長)

【市民D】

- ・ 現状でも運営は上手くいっているのだから、コスト等の削減についてはもっと市が努力するべきではないのか。委託をするから大丈夫というのは無責任に思う。
→ 委託後の運営に関しても市が責任を持って担っていく。(鈴木公民館長)

【市民E】

- ・ 民間委託には肯定的。市がやるよりも民間企業がやるほうがよいものになると思うが、プロポーザルでは良くても実際にやってみるとダメだったということもあり得る。委託後のチェック体制について教えてもらいたい。
→ 定期的な打ち合わせをして、事業の実施状況を確認する。また、事業の内容については、事業計画を公民館運営審議会を確認し、了承いただいた上で実施することになっている。併せて結果報告も行っている。(鈴木公民館長)
→ 市で図書館評価を行うための準備を進めている。実施した評価は図書館協議会の中で確認していく。また、週に1回、委託館を含めた全館で打ち合わせを行っており、そうした機会を活用してしっかり管理していく。(内田図書館長)

【市民F】

- ・ 野外調理場について、「再開に向けた方向性を適切に示す」とあるが、今後再開してもらえるのか。委託後の安全管理体制はどうなるのか。今後のスケジュールは。
→ 安全性を確保し、周辺環境への影響を最小限に留めるために必要な措置を講じていく。安全に使用してもらえるよう市の方で課題を整理し、同じ場所で再開できるよう進めていく。スケジュールとしてこの場でお示しできるものはないが、4月までに整理していく。(鈴木公民館長)

【市民F】

- ・ ぜひ住民が納得できる形でスタートさせてほしい。

【市民G】

- ・ 緑センター1階と2階の畳敷きの部屋を普段利用しているが、9月に畳を変えてもらえるということで大変ありがたい。だが、高齢で畳に直接座るのが大変なため、普段は折り畳みイスを使用しており、せっかく畳を変えてもらってもすぐにすり減ってしまうのではないかと心配している。今後、1階の部屋だけでも畳から床に変更してもらえないか。
→ 1階の「高齢者いこいの部屋」については、介護福祉課高齢担当の方で利用者と話し合いを持ち、畳の張替えについては納得してもらっていると聞いている。床への変更という要望があったことは高齢担当に伝えたい。(鈴木公民館長)

【市民G】

- ・ 普段使用している折り畳みイスのネジが取れてしまっているものがある。ホワイトボードの足も壊れており、利用者の方で簡易的に修理して使っている状況。すぐに直してもらえないか。
→ できる範囲で修繕等、対応したい。(鈴木公民館長)

【市民G】

- ・ 委託化により削減できた経費を施設の修繕に充ててもらえないか。
→ そうした意見があったことは受け止めたい。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ P13「地域に根差した新しいチャレンジ」とあるが、現状で子どもの声を聞き入れ、反映させる体制はあるか。今後、子どもが発言をする場が保障されるのか。
→ 利用者の声を記入してもらう用紙を図書館に設置しているほか、年に1回、図書館座談会というものを開催している。座談会については委託後も図書館本館で実施していく予定。週に一度の打ち合わせや、日報でも各館に寄せられた利用者からの意見は報告してもらっている。(内田図書館長)
→ 子どもに限定して意見を聞く会というのは開催していない。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 直営館の評価に関して、「どのような形で評価を行えるか考えたい」という旨の回答があったが、すでに東センターや貫井北センターの評価に関するアンケート調査を実施しているならば、同じ質問紙を使ってアンケート調査をすればよいのではないか。比較をするというのであれば、全く同じ項目で調査をしないと意味がないと思う。
→ 直営館・委託館含め、統一の基準で評価しなければならないというのはおっしゃるとおり。「評価軸を設定するのが難しい」という発言については、例えば講座を参加人数などだけで評価するのは難しいという意味。講座の内容について、先進性があるとか、参加人数が少ないけど面白い内容であるとか、そういったものを評価する軸を考えるのが難しいという意味だと受け取っていただきたい。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 東センターや貫井北センターについてのアンケート結果を委託における指標として提示するのなら、比較対象として直営館の評価も提示するべきではないか。全く同じ質問紙を使用すればすぐにアンケート調査ができるのに、なぜやらないのか。
→ 公民館に関しては、東センターと貫井北センターについては委託の仕様書に基づく評価となっている。今後は直営館・委託館を含めて総合的に評価できるような項目を考えていく必要があるという趣旨。(渡邊公民館庶務係長)
→ 令和3年度に図書館基本計画を作成するに当たって実施した利用者アンケートにおける満足度に関する項目で、図書館本館は63%、図書館緑分室は84%の利用者から満足していただいているという結果が出ている。(内田図書館長)

【市民A】

- ・ 小金井市は委託後のチェック体制が甘い。保育園でも民間委託した受託者の不正受給が発覚したということがあったが、それはチェック体制の甘さが原因だと思う。また、先ほどから委託後も市が責任を持つというが、例えば受託者が赤字になり撤退するとなった場合、具体的に市はどのように責任をとるつもりなのか。
→ そういった事態になることが無いよう、市として適切な業者選定を行っていく。

(鈴木公民館長)

【市民H】

- ・ 緑センターについても、東センターや貫井北センターを受託している「NPO法人市民の図書館・公民館こがねい」に委託するのか。このNPO法人はどのような組織なのか。
- 同NPO法人に委託することが決まっているわけではない。プロポーザルを実施し、手を挙げた業者の提案内容を審査した上で市が業者を決定する。(鈴木公民館長)
- 同NPO法人は、平成26年度の貫井北センター建設の際に、センターの運営を民間に委託するという方針の下で、市が支援して設立した法人である。当時は、一者随意契約という形式で同法人に業務を委託し、翌年度には同様の形式で東センター運営業務を同法人に委託している。その後、令和元年度には両センターの業務委託に関する公募型プロポーザルを実施し、再度同法人に業務を委託することとなった。今回の緑センター委託に関しても、公募型プロポーザルを実施し、広く事業者から募集を行った上で、適切な業者を選定したい。(渡邊公民館庶務係長)

【市民H】

- ・ 夜間の管理業務等を委託しているシルバー人材センターについてはどうなるのか。再委託されるのか。
- 夜間と休日に関しては、これまでどおりシルバー人材センターに管理業務をお願いする予定である。(渡邊公民館庶務係長)

【市民B】

- ・ 現在、陶芸教室等で緑センターの陶芸窯を利用している。野外調理場も併せて、設備の利用方法や修繕に関して、市民と受託業者と市の三者で委託開始前に話し合える場を作ってほしい。

次第6 閉会の挨拶

【鈴木公民館長】

- ・ 以上で緑センターの委託に向けた市民説明会を終了する。

— 了 —

会 議 録 (要点記録)

会 議 名	小金井市緑センター事業運営委託に係る説明会
事 務 局	公民館及び図書館
開 催 日 時	令和5年5月28日(日) 午後2時00分から午後3時10分
開 催 場 所	公民館緑分館 学習室
出 席 者	15名
事 務 局 員	梅原生涯学習部長 内田図書館長 吉田図書館庶務係長 香川図書館奉仕係長 若藤図書館緑分室長 櫻庭主事 鈴木公民館長 渡邊公民館庶務係長 山崎公民館事業係主任 田中公民館事業係主事
会 議 次 第	1 開会 2 開会の挨拶 3 出席職員の紹介 4 小金井市緑センター事業運営委託に係る説明 5 質疑応答 6 閉会の挨拶 7 閉会 配付資料 資料1 「小金井市緑センター事業運営委託に係る説明会」概要説明用資料

会 議 結 果

次第1 開会

【鈴木公民館長】

- ・ これより緑センターの委託に向けた市民説明会を始める。

次第2 開会の挨拶

(梅原生涯学習部長より開会の挨拶)

次第3 出席職員の紹介

(出席職員による自己紹介)

次第4 小金井市緑センター事業運営委託に係る説明

【内田図書館長】

- ・ これより緑センター委託事業の概要説明を行う。

(内田図書館長及び鈴木公民館長より配布資料1に沿って概要説明)

次第5 質疑応答

【市民A】

- ・ 東センターや貫井北センターと違って、緑センターには宿泊設備や野外調理場といった青少年センターとしての機能がある。これらの設備は存続するのか。存続する場合、委託後の運用についてはどこまでを委託先に任せ、どこまでを市が管理するのか。
 - 宿泊事業については、法的な手続き等の関係から現時点では布団代を徴収する形での使用ができない状況となっているため、利用のルール等の整理や見直しを行ったうえで存続させていきたい。野外調理場については、近隣住民や関係団体等との意見交換を重ねてきた。現時点では、周辺環境への影響がなるべく少なくなるよう利用方法等の整理を行い、存続させるという方向で考えている。その中で、野外調理場がある本来の趣旨、青少年の社会教育に資するという位置づけを明確に出して存続させていくという方向で検討している。(鈴木公民館長)
 - 宿泊事業については、夜間早朝の時間帯のため、現在の対応と同様シルバー人材センターに委託している時間帯となる。野外調理場については、市で管理していく必要があると考えているため、利用方法等についてきちんとルールを定めて、そのルールに従って使用してもらおう。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 野外調理場については委託に含めず、市で管理していくのか。また、宿泊について、申込みは市が管理するのか、それとも申込みを含めた全てを委託先が管理するのか。
 - 野外調理場については、受付業務は市が行う想定。緑センターに常駐するのが委託先の職員となるため、そちらでの受付も想定する必要があると思うが、設備の利用や維持管理については市が責任を持って管理する。宿泊設備については、基本的

には公民館本館で受付をするという形になると思うが、宿泊先である緑センターでの受付も想定する必要があると思うので、どのような運用が望ましいか、今後考えていきたい。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 宿泊を含めた事業を緑センターで実施する場合、その宿泊対応は委託先が行うのか。それとも市が行うのか。
→ 事業の講座部分については委託先が管理し、宿泊については市が管理する。基本的には17時以降の対応は市及びシルバー人材センターが行うことになる。(鈴木公民館長)

【市民A】

- ・ 受託者側が、宿泊を伴う講座を企画・実施しても大丈夫なのか。
→ 基本的に宿泊に伴って事業者が費用を徴収するという行為自体が旅館業法に抵触する。利用者が講座のために部屋を確保し、その延長で宿泊するというのであれば、事業者が費用を徴収する必要が無いので可能だと思う。だが、事業者側が宿泊を伴う主催講座を実施して、食事代も布団代も徴収しないというのは事業として成立しづらいのではないかと思うため、実施は難しいと思われる。(渡邊公民館庶務係長)

【市民A】

- ・ 青少年センターの機能として、宿泊はとても重要なもの。その機能を緑センターが引き継いでいるというのであれば、委託先の事業者にもぜひ宿泊を伴う講座を実施してもらいたい。
→ 法に抵触しない範囲で実施することは可能。ニーズがあるならば考えていく必要があると思うし、その点については課題としたい。(鈴木公民館長)

【市民B】

- ・ 野外調理場の存続は確実なのか。かまどが崩れていたり、煙突に不具合があったりと、利用する際に不安な点があるが、そこは直してもらえるのか。
→ ご指摘のとおり、かまどや木のテーブルなど壊れかけているものもあり、そうした箇所は市が修繕もしくは改修を行っていく必要があるものと認識している。また、近隣の住環境を守っていくために周辺を生垣で覆う、消火のための道具を市で用意する等の対策をとった上で、青少年教育のための野外調理実習の施設であるということをしっかりと打ち出して、それを理解していただける方に使っていただけるよう、行政が責任をもって利用方法に関するルールをきちんと定めていきたい。(鈴木公民館長)

【市民C】

- ・ 委託のメリットについては理解したが、デメリットについても教えていただきたい。
→ これまでと職員体制が大きく変わってしまうという点が、利用者にとっては不安に思われるところだと思う。新しく入ってくる事

業者の方といかに信頼関係を築いていくかというのが重要だと思うので、丁寧な引継ぎの中で新たな関係性を構築できるよう市としても努めたい。(鈴木公民館長)

【市民D】

- ・ 現在、公民館を営利目的で使用することはできないという認識でよいか。
→ 公民館側が営利を目的とした事業を実施するのは法で禁止されているが、市民が実施することについては、文部科学省から「全ての営利活動を禁止するものではない」という旨の見解が出されており、線引きが難しい。公民館本来の社会教育の意義というものを考えたときに、こういった運用が適当なのかということについては様々な議論がある状況。(鈴木公民館長)

【市民D】

- ・ 公民館利用団体の中には、どう見ても営利を目的にしているであろうものや、同一の代表者が名称だけ変更して利用しているように見えるものも多く見受けられる。新しく受託する事業者には、各団体の利用方法についてしっかり管理してもらいつつ、これまでの歴史を踏まえた柔軟な対応をお願いしたい。
→ ある活動が営利と言えるかどうかについては、非常に判断が難しい。現状としては、利用団体の代表者が講座等の参加者から一定の金額を徴収し、そのお金が代表者の収益として帰属するというのであれば、それは営利であるという見方をしている。この点については利用者からしても非常にわかりづらい部分だと思うので、市の法務担当とも相談しつつ、今後、一定の指針を示していきたい。(鈴木公民館長)

【市民D】

- ・ その点については理解した。ただ、明らかに同一の代表者が名義だけ変更して部屋を多数確保しているような状況はやはり見受けられる。このようなやり方をされると、地道に社会教育活動をしようとしている団体が部屋を確保できなくなってしまう。こうした点については理解していただき、正しく運用してもらえようをお願いしたい。

【市民E】

- ・ コスト削減を目的に委託をするのに、委託先の職員にはさらなる専門性を求めるというのは、事業者にとっては辛いのではないか。一般的に、高い専門性を持つ職員を採用するには通常よりもコストが掛かってしまうのではないか。
→ 公民館に配属されている市の正規職員は一般事務で採用されており、専門性のある職員の配置や経験の蓄積が難しいという課題がある。委託後は、責任者を含め一定数の有資格者や社会教育経験者を配置してもらうことになる。どの程度の数の有資格者等を配置するのかについては、事業者からの提案を受けた上で、適切な事業者を選定していくことになる。(鈴木公民館長)

【市民E】

- ・ 専門職の方を採用するというのなら、これまで以上にコストが掛かり、むしろ予算はオーバーしてしまうのではないか。

→ 受託希望業者を広く募ることになるので、採算が取れない考える事業者は手を上げてこないと考えている。(鈴木公民館長)

【市民E】

・ 資料P15に「多世代交流の場の整備を目指す」とあるが、現在はどういう事業を行っているのか。

→ 幅広い世代の方に利用していただけるよう蔵書の質の向上を目指すとともに、本に関わる様々なイベントを今後も実施していきたい。(内田図書館長)

→ 現在行われている町会や自治会などの地域の活動などは、公民館の使命である「地域課題の解決」につながる活動であると考えている。こうした活動をより発展させることを目指していく。(鈴木公民館長)

→ 若い世代の人たちにも関心を持ってもらえるよう、緑小と緑中合同の合唱コンサートを今年度実施する予定。(山崎公民館緑分館長)

【市民A】

・ 業務委託は図書館と公民館を一体で行うのか。別々の事業者が請け負うということもあるのか。一括で委託することでどのような効果を見込んでいるのか。

→ 東センターや貫井北センターについては、公民館と図書館の連携事業を実施するなど、一括委託の効果が見受けられる。このような効果を期待して、緑センターについても公民館と図書館を一括で委託することとした。(鈴木公民館長)

【市民B】

・ 事業者が利益を求めて、浴恩館公園などに自動販売機を設置するなどということはあるのか。

→ 緑センターを受託した事業者が浴恩館公園に自動販売機を設置することはできない。一方、浴恩館公園を含む市内の公園管理は環境部の所管となるが、令和6年4月から「指定管理」という方法で委託を予定している。一般的に指定管理は業務委託と比べて自由度が高い事業活動ができるのは事実。(鈴木公民館長)

【市民B】

・ 自由度が高いということで、非常に不安を覚える。市民が大切に守ってきた浴恩館公園の歴史や自然環境が保たれるよう今後も配慮してほしい。

→ 事業者が勝手に木々を伐採したり、建物を壊したり、ということはない。指定管理になるとはいえ、浴恩館公園の歴史や自然といったコンセプトは当然維持されるものとする。(鈴木公民館長)

【市民F】

・ 浴恩館公園美化サポーターの活動を通して、環境政策課には委託後も浴恩館公園には自動販売機等は置かないよう要望している。

→ ご要望については、所管課に改めて伝えたい。(鈴木公民館長)

【市民F】

- ・ 所属するサークルで年に1回講座を開催し、資料代や保険代などを徴収することがあり、そのお金が少し余ることもある。決して営利目的ではないのだが、金額的にこれ以上のお金を徴収すれば営利であるなどの基準を示してはもらえないか。
- 徴収する金額の大小で営利・非営利を判断することは困難。再度のお伝えになるが、主催者が自分でお金を集め、それを自分の収入にするというのであれば、営利であると判断することになる。今後、きちんとした形でなんらかの指針を示せるようにしたい。(鈴木公民館長)

【市民G】

- ・ どのように委託業者が決まるのか教えてもらいたい。
- 事前実施したサウンディング調査で4者の事業者から聞き取った提案や要望、また本説明会で利用者からいただいたご意見等を基に業務の仕様書を作成する。その仕様書をベースに公募型のプロポーザルを実施し、応募のあった各事業者から事業内容に関して提案していただく。そしてその提案内容を市で評価し、点数が一番高かった事業者に業務を委託する、という流れになる。現在、プロポーザルに関する書類を作成しているところで、6月市議会の予算特別委員会で緑センターの委託に関する補正予算が可決された後、6月末から7月初頭には市のホームページにて公募型プロポーザルに参加する事業者の募集を開始する予定。(渡邊公民館庶務係長)

【市民G】

- ・ 現在4者の事業者から応募があるのか。
- サウンディング調査に参加していただいたのが4者であり、その4者が実際に応募してくるかどうかはわからない。なるべく多くの事業者に応募してもらいたいと考えている。(渡邊公民館庶務係長)

次第6 閉会の挨拶

【鈴木公民館長】

- ・ 以上で緑センターの委託に向けた市民説明会を終了する。

— 了 —

公民館緑分館野外調理場の再開について

1 経過

- 令和3年4月27日 使用停止
- 令和3年12月21日 第3回意見交換会開催
- 令和4年7月21日～31日 近隣住民個別意見交換実施
- 令和5年3月20日～4月10日 関連町会・自治会個別意見交換実施
- 令和5年4月28日～6月20日 利用団体(抜粋)個別意見交換実施

2 今後の予定(案)

- 令和5年8月 野外調理場再開に係る説明会
- 令和5年9月 修繕予算の補正計上
- 令和5年10月～令和6年4月 野外調理場再開に係る準備
- 令和6年3月～ 指導者講習会開始
- 令和6年5月 野外調理場再開

3 再開に向けての検討事項

(1) 機能

- ア 青少年野外炊事実習を行う活動
- イ 利用管理の公民館本館集約(利用時の備品貸出等を除く。)

(2) 整備

- ア 既存施設の修繕
- イ 野外調理場スペースの明確化
- ウ ステンレス製調理台の設置

(3) 安全、環境対策

- ア 燃焼効率及び清掃整備に長けたかまどの設置
- イ 調理場周辺の生け垣設置
- ウ 職員による見回りの実施
- エ 消火器等の設置
- オ 利用可能日の設定
- カ 利用に係る事前周知

(4) 利用団体への指導及び助言

- ア 指導者に対する事前講習会の実施
- イ 利用ルールの明確化及び順守
- ウ 調理内容及び調理方法の検討

(5) その他

- 指導者及び助言者の育成

